

## 新潟県村上市及び胎内市沖における協議会（第1回）

日時 令和4年1月19日（水）10:00～12:00

場所 村上市荒川地区公民館多目的ホール

一部の構成員等はWEB会議形式にて参加

石井室長

皆様、聞こえていますでしょうか。定刻になりましたので、ただいまから、再エネ海域利用法に基づく新潟県村上市及び胎内市沖における協議会を開催いたします。私は、経済産業省資源エネルギー庁新エネルギー課風力政策室の石井でございます。本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、WEB会議を利用して出席させていただいております。本来であれば、新潟会場にて参加させていただくところ、御容赦いただければと思います。よろしく願いいたします。

経済産業省・国土交通省としましては、2019年4月1日に施行した海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律、通称再エネ海域利用法に基づきまして、洋上風力発電の導入拡大に向けて日々取り組んでいます。後ほど資料を使いながら改めて御説明いたしますけれども、新潟県村上市及び胎内市沖におきましては、昨年、2021年9月13日付で、促進区域の指定に向けた有望な区域として整理をし、再エネ海域利用法第9条の規定に基づく協議会の組織等の準備に着手する旨を公表しております。同法及びこれらの経緯を踏まえ、経済産業省、国土交通省及び新潟県が合同で、本協議会を設置することとし、関係者の皆様に日程調整をいただきまして、本日の開催に至りました。ありがとうございます。

本協議会においては、同法及び同法第7条第1項に基づく基本方針、こちらは本日の資料として参考資料1に添付しておりますけれども、これに基づき協議をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

また、本協議会は、基本方針に基づき、透明性の確保や地域との連携を促進するなどの観点から、原則として公開で開催するものであります。その方法は、後ほど御説明する協議会の運営規程（案）に基づき、座長より協議会に諮り決定されることとなりますけれども、事務局としましては、この会議の様子をYouTubeで配信するという、それ

から、報道関係者による取材を認めるということにしたいと考えております。第2回以降につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況も踏まえまして、可能な限り傍聴席を設けるなどの方法も検討してございます。あわせて、議事要旨、それから議事録を作成し、公開をすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、東京から出席する構成員を含めまして、一部の構成員には、オンライン会議アプリを使って、各自の職場や自宅などから本日の会議に御参加いただいております。リアルタイムで音声のやり取りができるようになっております。オンライン会議の開催にあたり、主にオンラインで出席される構成員へ向けて、事務的に留意点を3点申し上げます。

1点目でございます。音声がか重に聞こえるなどの問題が発生しますので、御発言いただく方のみ、カメラとマイクをオンにさせていただいて、御発言時以外はカメラを停止状態に、音声をミュート状態にさせていただきますようお願いいたします。

2点目です。発言を御希望の際は、チャット機能を活用いただきまして、発言希望の旨、御入力いただくようお願いいたします。順次、座長のほうから「何々委員御発言をお願いします」というふうに御指名いただきますので、その際はマイクをオンにいただき、御発言いただけますと幸いです。

3点目です。通信のトラブルが生じた際には、あらかじめお伝えしております事務局の電話番号に御連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話にて音声をつなぐ形で進めさせていただきます。

その他、もし何か御不明な点などございましたら、何なりと仰ってください。

議事に先立ちまして、資料1に記載しております本協議会の出席者を御紹介させていただきます。なお、出席者の御紹介の間のみ、オンラインで出席されている構成員の方はカメラをオンにいただくと幸いです。

まず、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター所長の野口様です。

野口所長

野口です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林様です。

小林様、いらっしゃいますでしょうか。

次に、新潟県の出席者を御紹介いたします。

新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課課長の田中様です。

田中課長

田中です。よろしくお願いいたします。

エネ庁・石井室長

続きまして、村上市市長の高橋様です。

高橋市長

村上市市長の高橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、胎内市市長の井畑様です。

井畑市長

井畑です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、新潟県漁業協同組合連合会代表理事会長の小田様です。

小田代表理事会長

小田です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、新潟漁業協同組合代表理事組合長の土屋様です。

土屋代表理事組合長

土屋です。よろしくお願ひします。

石井室長

続きまして、新潟漁業協同組合岩船港支所理事の丸山様です。

丸山理事

丸山です。よろしくお願ひします。

石井室長

続きまして、新潟漁業協同組合北蒲原支所支部長の野澤様です。

野澤支部長

野澤です。よろしくお願ひします。

石井室長

続きまして、一般社団法人新潟県さけます増殖協会会長理事の皆川様です。

皆川会長理事

皆川です。よろしくお願ひします。

石井室長

続きまして、三面川鮭産漁業協同組合代表理事組合長の佐藤様です。

佐藤代表理事組合長

佐藤です。よろしくどうぞ。

石井室長

続きまして、荒川漁業協同組合副組合長の石黒様です。

石黒副組合長

石黒です。よろしく申し上げます。

石井室長

続きまして、胎内川漁業協同組合代表理事組合長の加藤様です。

加藤代表理事組合長

加藤です。よろしく申し上げます。

石井室長

続きまして、石油資源開発株式会社長岡事業所総務部長の南波様です。

南波長岡事業所総務部長

南波でございます。よろしく申し上げます。

石井室長

続きまして、日本海洋石油資源開発株式会社新潟鉱業所総務部長の田中様です。

田中新潟鉱業所総務部長

田中です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、粟島汽船株式会社主席船長の富樫様です。

富樫主席船長

富樫と申します。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、岩船港利用促進協議会会長の竹内様です。

竹内会長

竹内です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長の逸見様です。

逸見調査企画部担当部長

日本内航海運組合総連合会の逸見と申します。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、東京大学名誉教授の荒川様です。

荒川名誉教授

東京大学の荒川です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター教授の宮下様です。

宮下教授

北海道大学の宮下です。よろしくお願いいたします。

石井室長

続きまして、一般財団法人日本エネルギー経済研究所理事の工藤様です。

工藤様は、本日、途中から参加いただくことになっております。

続きまして、長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻准教授の犬飼様です。

犬飼准教授

犬飼です。よろしくお願いいたします。

石井室長

最後に、オブザーバーの方を御紹介いたします。

まず、環境面において必要な情報提供をいただくため、環境省に御参加いただいております。環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室の豊村室長補佐です。

豊村室長補佐

豊村です。よろしくお願いいたします。

石井室長

また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業を通じて、漁業影響評価手法の検討に関する事業にも携わっていただいた経緯もございまして、専門家のお立場から御参加いただいております。公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループの三浦様です。

三浦主幹研究員

海生研の三浦です。どうぞよろしくお願いいたします。

石井室長

以上でございます。皆様、どうもありがとうございました。

ここで、新潟会場にいらっしゃる報道関係の皆様には、協議会の運営に支障をきたさないよう、これ以降の撮影については御遠慮いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。皆様、お手元の資料を御確認いただければと思います。

まず、配付資料でございますが、議事次第の1枚紙、資料1出席者名簿、資料2配席図、資料3協議会の運営規程(案)、資料4第1回新潟県村上市及び胎内市沖における協議会という横長の紙でございます。資料5新潟県村上市及び胎内市沖区域の概要図、資料6としまして、三面川鮭産漁業協同組合から御提出いただいております資料、それから、タイトルが長いのですが、基本方針と私どもが呼んでいる参考資料1、参考資料2促進区域指定ガイドライン、参考資料3占用公募制度の運用指針、参考資料4としまして、これまでの他の区域の協議会の意見をとりまとめたものでございます。

もし不足等ございましたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

それでは、議題(1)本協議会の運営についてに移りたいと思います。事務局である経

済産業省、国土交通省、それから新潟県として、資料3のとおり案をお配りしております。これに基づきまして、運営規程（案）について御説明いたします。皆様、運営規程（案）を御覧いただければと思います。資料3でございます。

こちら、第1章の総則でございますけれども、組織について、第1条にありますように、こちら再エネ海域利用法の第9条第1項の規定に基づきまして、村上市及び胎内市沖についての協議会を組織するというものでございます。

名称でございます。第2条に規定しております。

そして、第3条、目的でございますけれども、海洋再生可能エネルギーの発電設備整備促進区域、以下、単に促進区域というふうに申し上げますけれども、この指定及び促進区域における発電事業の実施に関し必要な協議、情報共有を行うというものでございます。

第4条、協議内容でございますけれども、協議会は、次の各号に掲げる事項に関して協議、情報共有を行うことができるとしております。1つ目です。促進区域の指定に関する事。2つ目が利害関係者との調整に関する事。3つ目、公募の実施に当たって留意すべき事項に関する事。これは、発電事業者を公募する際の公募でございます。4つ目です。こちらは、発電設備の設置工事など、その実施に関する事というものでございます。

続いて、第2章の構成員でございます。こちらについては別表が3枚後ろについておりますけれども、別表に掲げる者をもって構成するというものでございます。

第3章でございます。こちらは、座長及び副座長に関する規定でございます。第6条にございます。協議会に座長及び副座長を置くということで、座長1名、副座長1名。それから、座長及び副座長は、別表に掲げる構成員から選任する。座長は互選により選任する。副座長は座長の指名により選任するというふうにしてございます。

座長及び副座長の職務でございます。第7条でございます。座長は、会務を総理するというものでございます。それから、座長及び副座長の任期でございますけれども、任期は原則2年、再任を妨げないものとするとしてございます。

それから、第4章の協議会の運営等に移ります。基本原則でございます。第10条です。協議会の運営は、法律、それから基本的な方針、こちらは参考資料1で添付してございますけれども、それから促進区域指定ガイドライン、これは参考資料2で添付しておりますが、こういったものを踏まえて行うものとするという原則にしてございます。

続きまして、協議会の運営でございます。第11条です。協議会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができないとしております。

第2項です。欠席する場合、代理の者を出席させることができる。

第3項です。協議会の進行は座長が行う。

第4項です。構成員は、関係行政機関の長に対しまして、必要な助言、資料の提供その他の協力を求めることができるといった形で、協議会の運営について規定しております。

続きまして、第12条です。議事要旨及び議事録でございます。こちらに掲げております第2項にありますような事項を記載した上で、議事要旨及び議事録については公開するという形をしております。

それから、協議結果の尊重義務でございます。第13条でございます。こちらは、再エネ海域利用法第9条第6項にも書かれておりますけれども、協議会の構成員は、協議会において協議が調った事項、まさにとりまとめですけれども、それについては、その協議の結果を尊重しなければならないとしております。

続きまして、第5章、事務局でございます。第14条ですけれども、経済産業省、国土交通省、新潟県に事務局を置くというふうにしてございます。

続きまして、第6章の雑則でございます。構成員の責務でございます。第16条にありますように、協議会の構成員は、「公募の開始から終了時までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公正性、透明性及び競争性を阻害した者」でないことを占用公募制度の参加資格としていることに留意して、公募における選定手続の公正性、透明性及び競争性の確保に努めなければならないというふうにしてございます。

以上が、運営規程（案）でございます。

ここで、運営規程（案）の第6条に基づく座長等の選任をさせていただきたいと思えます。本協議会には座長及び副座長を置くこととし、座長については互選により選任され、会務を総理すること、また、副座長は座長の指名により選任され、座長を補佐し、座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、その職務を代理することとしております。

それでは、この規定に基づきまして、座長の互選に入らせていただきたいと思います。本協議会の座長について御推挙はありますでしょうか。

宮下教授

北海道大学の宮下です。御提案よろしいでしょうか。

石井室長

よろしくお願いいたします。

宮下教授

私のほうから御推挙させていただきたいのは、荒川先生です。荒川先生をお願いしたいと思っておりますので、そのように御提案させていただきます。

石井室長

ありがとうございます。

ただいま、宮下先生から、荒川先生を座長に御推挙されるとの御意見をいただきましたけれども、この御意見に御異議ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、荒川先生に座長をお願いし、以降の進行を荒川座長をお願いしたいと思います。

荒川座長、よろしくお願いいたします。

荒川座長

はい。ただいま御推挙いただきました荒川ですけれども、座長を務めることになりました。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。本来であれば皆様と同じ会場で座長を務めたいのですが、冒頭で経済産業省のほうから御説明のあった事情によりまして、東京会場よりWEBで対応させていただきます。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

早速ですけれども、副座長については座長が指名することとされていますので、私としては宮下先生をお願いしたいと思っております。

宮下先生、よろしいでしょうか。

宮下教授

承知しました。よろしくお願いいたします。

荒川座長

では、よろしくお願いいたします。

また、第1回協議会の公開の方法についてですが、先ほど事務局よりお話がありましたように、原則としては新潟会場に一般傍聴を受け入れるということでございますが、今般

の事情で、今回、これがWEBでなされているかと思えます。また、会議の様子をYouTubeで配信する、報道関係者による取材及び傍聴を認めるという方法としたいと思えます。また、運営規程(案)については、この案のとおりとしてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。声は聞こえなかったのですが、皆さんうなずいていただきましたので、異議なしと対応させていただきます。ありがとうございました。

それでは、議題(2)説明・意見交換に入りたいと思えます。本日は、配付資料を事務局から説明いただきまして、構成員の皆様方からの御質問・御意見を承るという形で進行させていただければと考えております。

それでは早速、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

石井室長

ありがとうございます。

それでは、皆様、資料4を御覧いただけますでしょうか。横長の紙でございます。タイトルは第1回新潟県村上市及び胎内市沖における協議会というものでございます。

1枚おめくりいただきまして、洋上風力発電と再エネ海域利用法等の概要について御説明をいたします。本日、第1回の協議会ということで、背景ですとか、この法律制度の自身について、丁寧に御説明できればというふうに思えます。

さらに1枚おめくりください。洋上風力発電導入の意義でございます。洋上風力発電は、大量導入、コスト低減、経済波及効果、この3点が大きく期待されることから、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札というふうに、国としては捉えております。左側にありますように、大量導入については、その表がでございますけれども、欧州を中心に世界的に導入が拡大してございます。それから、真ん中のところですが、コスト低減でございます。先行する欧州では、1キロワット当たりの落札額が10円を切るような事例が出てきております。それから、風車の大型化などを通じて、コスト低減といったものが進展してきているという特徴がございます。

続きまして、一番右側でございます。経済波及効果でございます。こちら、洋上風力発電設備は部品点数が極めて多く、数万点に及びますけれども、かつ事業規模も数千億円に至る場合もありまして、地元を含めた関連産業への波及効果が大きいと、地域活性化にも寄与するといったことが挙げられます。

次のページを御覧いただけますでしょうか。このような、今申し上げたような点を踏ま

えまして、一昨年、2020年に国のほうで官民協議会というものを開催いたしました。2020年12月15日に洋上風力産業ビジョンというものを、その官民協議会でとりまとめております。その概要をお示ししたものがこちらでございます。洋上風力発電の意義と課題のところです。1つ目は今申し上げたとおりでございますけれども、2つ目、丸にありますように、欧州を中心に全世界で導入が拡大をしております。近年では中国・台湾・韓国を中心にアジア市場の急成長が見込まれております。全世界の導入量は、2018年が23ギガワットでしたけれども、2040年に約24倍の526ギガワットとなる見込みと。現状、洋上風力産業の多くは国外に多く立地しておりますけれども、日本にも潜在力のあるサプライヤーが多数存在するという背景がございます。

洋上風力の産業競争力強化に向けた基本戦略というものを下にお示ししております。大きく3つの柱から構成されています。左側から、1つ目、魅力的な国内市場の創出というものでございます。2つ目、真ん中ですけれども、投資促進・サプライチェーンの形成。一番右側ですけれども、アジア展開も見据えた次世代技術開発ということでございます。

左側の魅力的な国内市場の創出については、政府による導入目標を明示してございます。2030年までに1,000万キロワット、10ギガワット、2040年までに3,000万キロワットから4,500万キロワット、30ギガワットから45ギガワットの案件を形成するという目標を立てております。

真ん中ですけれども、産業界による目標設定としまして、国内調達比率を2040年までに60%にする。それから、着床式の発電コストを2030年から2035年までに1キロワット当たり8円から9円とするといったような目標を掲げております。

次のページをお願いします。昨年、エネルギー基本計画が閣議決定しましたけれども、エネルギーミックスとの関係について御紹介いたします。左側の電源構成の棒グラフを御覧いただければと思います。2010年度は再エネ9%、それが、2019年には再エネが18%に膨れ上がりまして、その構成、中身を見ていただければと思いますけれども、風力は0.7%というふうになってございました。これを、2030年度の見通しのところを御覧いただければと思いますけれども、再エネを36%から38%程度に引き上げる。このうち、風力については5%程度という見通しを示してございます。

右側の表を御覧いただければと思いますけれども、風力については、2021年3月の導入水準ですけれども、450万キロワット、ミックス2030年度、2,360万キロワットですので、現在、このミックスに対する導入進捗率というものが右側でございますが、

約19%という状況でございます。

続きまして、6ページ目を御覧いただければと思います。ここからが、再エネ海域利用法の概要でございます。上の青い箱の1つ目の丸を御覧いただければと思いますけれども、海域を占有するために、都道府県のほうの条例、その許可では、通常3年から5年という短期でございます。長期専用ルールが必要であるということから、港湾区域については港湾法が改正され、2016年7月に施行されています。さらに、港湾区域以外の一般海域についてということで、2019年4月に施行されましたけれども、再エネ海域利用法、正式名称はここにありますように海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律を定めてございます。

こちら、再エネ海域利用法施行前の課題というものが左側でございます。課題が大きく3つございます。

1つ目ですけれども、海域利用に関する統一ルールがないというものです。先ほど申し上げましたように、都道府県の条例ですと、許可は通常3年から5年と短期と。したがって、事業の予見可能性が低く、発電事業者の資金調達が困難であったという課題でございます。

2つ目の課題です。先行利用者との調整枠組みが不明確であったというものです。漁業者等の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しなかったというものです。

3つ目の課題ですけれども、供給価格が欧州と比べて高額、高コスト。この3つの課題がございました。

これらの課題に対応するためにということで、右側でございます。再エネ海域利用法を施行しまして、まず1つ目の課題については、国が洋上風力発電事業の実施区域を指定すると、促進区域として指定をするというものでございます。これによりまして、事業実施者を公募により選定し、選定事業者は長期占有が可能となるというものでございます。

2つ目の課題については、促進区域の指定に向けて区域ごとに地元漁業と関係者、国・自治体による協議会を設置するというものでございます。

3つ目の課題ですけれども、高コストについては、事業者の選定に当たりまして、事業実施内容に加えて、電力供給価格により評価をし、選定する。競争を促進し、コスト低減、国民負担を軽減していくという仕組みになってございます。

次の7ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、再エネ海域利用法に基づきまして、基本方針というものが閣議決定されております。この基本方針を参考資料1につ

けておりますけれども、基本方針は4つの目標が定められております。協議会、まさにこの協議会の運営、あとは促進区域の指定などの法律の運用の大原則になっているものでございます。

その4つの目標ですけれども、下にございます。1つ目、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現です。長期間にわたりまして海域を占有することから、信頼性があり、かつ国民負担抑制のためのコスト競争力のある電源を導入することが重要というものです。

2つ目です。海洋の多様な利用等との調和でございます。漁業等と共存共栄した海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するというものです。

3つ目です。公平性・公正性・透明性の確保でございます。コスト低減や先進的な技術開発等の事業者の創意工夫を後押しするため、公平性・公正性・透明性を確保し、適切な競争環境を実現するというものです。

最後、4つ目でございますけれども、計画的かつ継続的な導入の促進です。洋上風力産業の健全な発展を図るため、継続的な市場をつくることが重要であることから、計画的・継続的な洋上風力発電促進を図るといふ、この4つの原則が定められております。

続きまして、8ページ目を御覧いただければと思います。この再エネ海域利用法に基づきまして、案件形成から促進区域の指定・事業者公募まではどのように進んでいくのかという、それをお示ししたものになっています。

まず、一番左側を御覧いただければと思います。まずは、各地域における案件形成でございますが、各都道府県から情報提供をいただくところから始まります。情報提供をいただいた区域については、一定の準備段階に進んでいる区域になります。その一定の準備段階に進んでいる区域について、左下の箱を見ていただければと思いますけれども、有望な区域の要件、具体的には促進区域の候補地がある、利害関係者が特定され、協議会を開始することについて同意が得られている、区域指定の基準に基づき、促進区域に適していることが見込まれるといった要件を満たしているものについては、さらに有望な区域になります。有望な区域に、現在、この村上市・胎内市沖については、当たることになります。

有望な区域になりますと、今度は右下の箱を見ていただければと思います。協議会が設置されます。協議会が設置されて、協議会で意見がとりまとまりますと、その促進区域の案について、政府として公告・縦覧にかけて、関係大臣への協議、それから知事の意見聴取といったものを経まして、経産大臣、国交大臣による促進区域の指定に至ります。この促進区域が指定されますと、右から2番目の箱ですけれども、経産大臣、国交大臣による

発電事業者の公募が始まります。その結果、発電事業者が決まった後に、経産大臣による再エネ特措法認定、それから国交大臣による占用許可という流れになります。

続きまして、9ページ目を御覧ください。促進区域の指定プロセスを、少し細かく御説明したものです。促進区域の指定に向けては、先ほど申し上げたように、都道府県からの情報収集などを踏まえまして、有望な区域などを整理した上で、協議会における調整、あと、国による詳細調査を進めていくこととなります。

下の を御覧いただければと思います。有望な区域選定のための情報収集として、都道府県からの情報収集、要望聴取といったものを先に行います。その上で、下の ですけども、第三者委員会の意見も踏まえまして、有望な区域を選定いたします。選定した結果、その後、下の 、 、 ですけども、協議会を設置しまして、促進区域の指定について協議をし、利害関係者を含めて促進区域案について合意をする。まさにこれが、この協議会のプロセスに当たるものでございます。

その上で、今度は ですけども、さらに第三者委員会で促進区域の基準への適合性、それについて評価を行い、促進区域案を決定いたします。さらに、その促進区域案については、 にありますように、公告し、広く意見聴取をした上で、 関係行政機関への長への協議、関係都道府県知事・協議会の意見を聴取して、最終的に経産大臣、国交大臣による促進区域の指定という に移ります。

続きまして、10ページ目をお開きください。こちらは、再エネ海域利用法の現在の各区域の現状をお示ししたものになっております。右下の表を御覧いただければと思います。ですけども、先ほど申し上げましたように、促進区域、それから有望な区域、一定の準備段階に進んでいる区域という3つにカテゴリーが分かります。

促進区域については、今、5つございます。 の長崎県五島市沖から 秋田県八峰町・能代市沖です。このうち、 から の4区域については、既に発電事業者を公募し、事業者選定済みになっております。 については、現在、発電事業者を公募中でございます。

有望な区域については、7区域ございます。 の長崎県西海市江島沖から、 の千葉県いすみ市沖でございます。この協議会については、 の新潟県村上市・胎内市沖でございます。

続きまして、右側のところですけども、一定の準備段階に進んでいる区域については10区域ございます。北海道檜山沖から佐賀県唐津市沖まで、⑬から⑳でございます。

表中の下線を付した区域については、2021年度、新たに追加した区域でございます。

続きまして、11ページ目をお開きください。促進区域の指定基準の概要でございます。再エネ海域利用法第8条第1項では、促進区域の指定基準というものを示しております。第1号から第6号まで6つの基準が定められております。促進区域の指定にあたりましては、これらの基準を総合的に判断しまして、洋上風力発電に適した区域を選定していくということになります。

下の点線囲いを御覧いただければと思います。第1号は、自然的条件と出力の量です。気象、海象その他の自然的条件が適当であり、発電設備の出力の量が相当程度に達すると見込まれること。

第2号が、航路等への影響です。当該区域及びその周辺における航路、港湾の利用、保全及び管理に支障を及ぼすことなく、発電設備を適切に配置することが可能であるということ。

第3号が、港湾との一体的な利用です。発電設備の設置、維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関して、当該区域と当該区域外の港湾と一体的に利用することが可能であること。

第4号が、システムの確保でございます。発電設備と電線路との電氣的な接続が適切に確保されることが見込まれること。

第5号が、漁業への支障でございます。発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。

第6号が、ほかの法律における海域及び水域との重複でございます。漁港の区域、港湾区域、あとは海岸保全区域等と重複しないことというものでございます。

次のページをお開きください。促進区域に指定された後の発電事業者の公募プロセスについてお示しをしたものでございます。促進区域に指定されますと、その後、一般海域における占用公募制度の運用指針、本日の参考資料3につけております。これは占用公募制度の運用指針というふうに短く仮称で呼んでおりますけれども、これに基づきまして、各区域ごとに公募占用指針を作成することになります。これは、事業者を決めるための、まさに募集するための公募要領に当たるものでございます。これは3つのパートから構成されています。評価基準、供給価格の上限額、あとはその他の事項というものでございます。評価基準については、都道府県知事や学識経験者の意見聴取を踏まえて、供給価格上限額については、国の調達価格等算定委員会に意見聴取し、公募占用指針というものを決定いたします。この協議会でとりまとめられる内容についても、公募占用指針に組み込まれる

という形になります。その上で、この公募占用指針に基づいて、国のほうで発電事業者の公募を開始いたします。

事業者からは、提案書にあたります公募占用計画が国に提出されます。その上で、公募占用計画の審査、それから評価を行います。評価の際は、そこの緑の箱にありますように、地域との調整、地域経済等への波及効果について、これは都道府県知事から意見を聴取いたします。その意見を最大限尊重する形で、第三者委員会において評価し、最終的に事業者選定に至るといふ、そういう流れになってございます。

続きまして、13ページ目をお開きください。こちらは、事業者から提出いただく公募占用計画の評価をどのように行うかというものの全体像でございます。

下の表を見ていただければと思いますけれども、価格について120点満点、それから、事業実現性について120点満点の1対1で評価をいたします。その中でも、事業実現性に関する要素については、さらに事業の実施能力80点、この中では、事業実施実績ですとか、事業計画、リスク分析、そういったものについて評価を行います。それと、40点として地域との調整、地域経済等への波及効果について評価を行うこととなります。このうち、地域との調整、地域経済等への波及効果については、都道府県知事からも意見を聴取しまして、その内容を最大限尊重した形で第三者委員会で評価を行い、経産大臣、国交大臣による評価、事業者選定を行うという流れでございます。

続きまして、14ページ目でございます。促進区域内海域の占用についてでございます。こちらについては、国土交通省のほうから御説明をお願いします。

野口所長

国土交通省、野口です。

この促進区域に指定された海域のことを、促進区域内海域と呼んでおります。この促進区域の中での占用を行うためには、国土交通大臣の許可が必要となります。この促進区域内海域の占用を許可するにあたっては、公募によって選定された事業者が、当該区域に発電設備を設置するまでに、この協議会の構成員となっている関係事業者の了解を得ることを許可の条件とするということになっております。

また、この中で占用許可の対象とならない行為というものがございます。この漁業に関する行為は、基本的には移動するものですし、一時的なものなので、この占用許可を受けるとは必要ありません。また、この漁業に関する行為については、漁網等の設置という

ものが含まれます。一時的なものとして、養殖の用に供されるものであって容易に移動可能なもの及び定置網も対象となります。ただし、漁業用工作物の設置及び漁礁の設置については、占用許可の対象となります。

なお、占用許可の条件に至るかについては、個別に御相談いただければと思います。

また、この海域において占用される面積については占用料を頂くことになっておりまして、発電設備の投影面積及びケーブルの長さに基づいて算定することとしております。

以上です。

石井室長

続きまして、今般の協議会についてというページがございます。その次のページをお開きいただけますでしょうか。

この協議会が法律上どのように位置づけられているかというものでございます。これまでの御説明と一部重複いたしますけれども、経産大臣、国交大臣及び関係都道府県知事は、促進区域の指定、それから発電事業の実施に関しまして、必要な協議を行うための協議会を組織することができるというふうに、再エネ海域利用法に書かれております。加えて、協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないというふうにされております。

基本方針上の位置付けが、下でございます。発電事業は長期的かつ大規模に海域を利用することになりますので、海域の先行利用者に大きな影響を与える可能性がございます。したがって、関係市町村の長、関係漁業団体、海運事業者及び海底ケーブルの設置者、その他の関係者と十分に意思の疎通を行い、丁寧に協議を行うことに配慮する必要があるというふうに、基本方針上、記載がございます。

このため、協議会の運営にあたりましては、海域の利用に関し必要となる情報の提供を行いつつ、地域利害関係者から提出された意見について十分に配慮することとする。また、経済産業大臣、国土交通大臣は、漁業・地域との協調の在り方について、協議会での協議が調った意見については、その内容を公募占用指針、まさに公募要領ですね。それに反映することなどにより、その協議の結果を尊重することとする。

それから、現地工事の着手等海洋再生可能エネルギー発電事業の実施における主要なタイミングごとに、協議会等を適時設けることとなっております。これは、発電事業者が選定された後の話です。この後も出てまいりますけれども、事業者が選定されたらこ

の協議会は終わりではなくて、事業者が選定されたら、その選定事業者もこの協議会の構成員に加わって、引き続き協議会を開催して議論をしていくということになります。さらに、透明性確保や地域との連携を促進するなどの観点から、協議会は原則として公開で行うこととするというふうにされております。

次に、17ページを御覧ください。こちらは、他の区域の協議会の開催、運営についてでございますけれども、促進区域指定ガイドラインにおいて、協議会における協議、情報共有事項というものを整理してございます。にありますように、促進区域の指定についての利害関係者との調整、事業者の公募にあたっての留意点、あとは工事等にあたっての必要な協議、情報共有などですね。こちらは、協議会構成員となります事業者が選定された後に、協議会で議論していく形になっておりますけれども、これまでの他の協議会では、地域や漁業との共存共栄のための留意事項ですとか、洋上風力発電設備との設置位置、建設、発電事業実施にあたっての留意事項、あとは環境配慮事項について、構成員の皆様からいただいた内容をとりまとめて、最後のとりまとめの中に盛り込んでいるというものでございます。

下に、これまでの他地域の協議会とりまとめの骨格を示しておりますけれども、とりまとめ内容は地域の実情に応じて異なりますので、これはあくまで骨子、骨格でございます。

全体理念については、選定事業者、地元自治体とも連携した新たな産業、雇用、観光資源の創出など、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実施に努める。協議会は、選定事業者が協議会の意見を尊重して海域利用を行う場合には、海域の利用を了承するといったような内容が、全体理念に含まれております。

2つ目の地域や漁業との共存でございます。地域や漁業との協調を目的とした基金を設立し、選定事業者は当該基金へ出捐する。選定事業者は、関係漁業者、学識経験者等の意見を聴取・尊重しつつ、漁業影響調査を行う。地場産業との連携等に関し、地元自治体が講じる施策について合理的な範囲で協力を行うといったような内容が書かれております。

3つ目が、洋上風力発電設備との設置位置、建設、発電事業実施に当たっての留意事項でございます。洋上風力発電の設置位置の検討や事前調査、建設工事、事業の実施にあたって、関係漁業者や船舶運行事業者等の先行利用者への影響が考えられるため、選定事業者は各段階で事前に丁寧な説明・協議を実施し、発電設備周辺の船舶の運航ルールを設定する。選定事業者は、洋上風力発電設備との事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないよう、必要な措置を取るといったようなことが盛り込まれております。

最後の環境配慮事項ですけれども、選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づく洋上風力発電事業に係る環境影響評価を適切に実施するほか、地域住民に対する丁寧な説明、世界遺産や国定公園の眺望への配慮を行うといったような内容になっております。

ただ、これはあくまで各地域の協議会のとりまとめ骨格ですので、他の区域のとりまとめについては、この後、出てきます19ページ目から23ページ目に概要を示しておりますし、本文そのものは参考資料4につけております。

続きまして、18ページ目をお開きいただけますでしょうか。

これまで御説明した内容のうち、漁業等との協調・共生について、関連する内容・プロセスといったものをまとめたものがこちらのスライドでございます。漁業等との協調・共生のあり方については、基本方針で定める「公平性・公正性・透明性の確保による適切な競争性の確保」、「漁業等との共存共栄」、「長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現」といった原則を踏まえて、以下の流れで検討が進められることとなります。

まず、上からですけれども、この協議会がこちらにあたりますけれども、協議会を開催、ここで、促進区域の指定にあたっての利害関係者との調整、公募にあたっての留意点といったものを協議いたします。促進区域の位置・規模、工事時期・手法、漁業協調・漁業影響調査のあり方などがございます。それから、協議会で協議が調った公募条件に関する意見、まさにとりまとめですけれども、これについては、国の公募占用指針に反映されます。協議会の構成員もその結果を尊重することとなります。そして、協議は原則として公開で開催します。

その後、促進区域に指定する際ですけれども、指定基準の1つとして、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれることというものが位置付けられております。促進区域に指定されるにあたって、繰り返しになりますけれども、その指針の策定ですね。公募要領にあたりますけれども、協議会で協議が調った事項、とりまとめについては、公募占用指針にも反映される、組み込まれることとなります。そして、その上で事業者の公募となります。事業者が公募に対して計画を国に提出いたしますけれども、事業者の計画について、選定プロセスにあたっては、漁業協調策も含めた地域との調整等への波及効果が評価項目の1つとなります。その評価にあたりましては、都道府県知事からの意見を聴取し、その意見を最大限尊重するということになっております。

最後、事業計画の認定、占用許可ですけれども、選定事業者は協議会の構成員になります。占用許可は、先ほどございましたように、選定事業者が関係漁業者の了解を得ること

が条件というふうになってございます。

19ページ以降は、先ほど申し上げました各区域の協議会のとりまとめの概要でございます。

続いて、資料5を御覧いただければと思います。こちらは、新潟県村上市及び胎内市沖区域の概要図でございます。

1枚お開きいただきまして、位置図ですけれども、こちらについては、新潟県から情報提供をいただいた区域となっております。具体的には、そこにありますように、一点鎖線で囲まれた区域のうち、港湾区域、それから漁港区域、海岸保全区域を除く海域というのが、今有望な区域になってございます。この区域で確保されている系統規模が、この下の欄外にありますけれども、約70万キロワットと約35万キロワットというふうになってございます。

次のページでございます。こちらは、先ほどお示ししました区域図について、自然的条件、風況をお示したものです。凡例が、色分けがなされておりますけれども、おおむね6.5メートルから7メートル、もしくは7メートルから7.5メートル毎秒程度のところにあたるというものになっております。

続きまして、水深でございます。こちらと同じく有望な区域における水深ですけれども、大体、水深30メートルから50メートルのラインのところに入っております。

次です。船舶通航量でございます。こちらについては、青いエリアと、一部緑のエリアということで、月に6隻から30隻、31隻から150隻というふうになってございます。

最後のページでございますけれども、こちらは港湾区域、漁港区域、海岸保全区域、低潮線保全区域でございますけれども、下の米印にありますように、低潮線保全区域は当該区域近辺には設定されていないというものでございます。

長くなりまして申し訳ございませんが、こちらの資料についての御説明は以上でございます。

荒川座長

御説明ありがとうございました。

それでは、今、資料を2つ使いまして御説明いただいたわけですが、それに対しまして、構成員の皆様から御意見・御質問を頂戴したいと思っております。順次御指名させていただきますが、新潟会場で挙手等により発言の希望があった際には、新潟県のほう

から私までお知らせいただきたいと思います。

最初は、こちらから指名をさせていただきます。

まず、村上市長でいらっしゃいます高橋さん、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

高橋市長

村上市長の高橋です。

荒川座長

マイクから聞こえておりませんが、マイクが入っていないのではないのでしょうか。

高橋市長

荒川先生、聞こえませんか。

荒川座長

今聞こえました。

高橋市長

聞こえましたか。すみません。

荒川先生、また宮下先生、本協議会のコントロール、ぜひよろしくお願いいたしますというふうに思っております。また、各委員の皆様方にも率直な意見・討論をよろしくお願いいたしますというふうに思っておりますが、荒川先生には、それこそ平成26年から、私ども岩船沖洋上風力発電事業の際に格段のお力をいただきました。また、たくさんわがままも言って、無理も申し上げました。申し訳ございませんでしたけれども、その議論が、やはりしっかりと糧になっているなというふうに思っておりますので、本協議会においてもそういった議論を進めていただければなというふうに思っています。最終的には、この選択が良かった、正しかったな、そういった結論に至るように、私どももしっかり頑張っていきたいというふうに思っております。

その上で、幾つか私の考えを、今このタイミングでお知らせしておきたいというふうに思っておりますが、まず1点目が漁業への影響、これは、石井室長のお話の中にもありま

した、大きな枠組みの中で非常に重要な視点という捉え方をさせていただいていると思いませんけれども、単なる漁業産業というだけでなく、このエリアの内水面を含めた、海面と内水面を含めた漁業、これは、長い歴史、これをもって文化にまで昇華しているということでもあります。ある意味、この地域に暮らす人間の誇りにもつながっているわけでありますので、そここのところについての影響、これはしっかりと検証した上で、事業者のほうにそれを提案するよう申し入れていくということが非常に重要だなと思っておりますので、まずこれを1点目、お願いしたいと思えます。

それと、平成26年からのこれまでの私ども、本市の取組の中で、やはり非常に住民、市民に対する身体的な影響、また精神的な影響、これらについて、非常にデリケートな部分がありますけれども、重要だなというふうに思っております。そのうち1つ、例えば、景観に関するものについて、景観が変わっていいよね、景観が変わるのは困るよね、この両端の議論があったわけでありますけれども、これはハード、物理的なものでありますけれども、身体に対する要件とか、様々な御意見もいただいておりますので、そここのところは徹底して掘り下げていくということが必要なのだろうなというふうに思っております。

いずれにしましても、我々が産業活動を行いながら、経済活動を行いながら、自然、この環境と共生をしていく、この視点が絶対、どの場面においても必要だなというふうに思っておりますので、そここのところをまず申し上げておきたいというふうに思っております。

それと、大きな意義の中で御説明がありました地域振興策、本当にこれをベースにしながら取り組んできたわけでありますけれども、この中でしっかりと、岩船港、この港湾を活用した、そのバックヤードとしての地域エリア全体としての振興策については、しっかりとそこの中で建てつけられるような視点が必要だなというふうに思っております。

もう1点、最後になりますけれども、事業者と信頼関係を築きながらこの事業を進めていくということに、結果としてなっていくのだろうというふうには思っておりますけれども、その際に、これまで私どもがいただいているお話ですと、事業者において、関係自治体において、例えば基金を造成して、そこに出捐金を拠出するというふうな形、これは経済的、お金だけの問題ではないですけれども、企業理念として、いわゆるそういう形で地域と共生をしていくのだというような視点が絶対必要だろうというふうに思っております。こうしたことが、しっかりとした事業の推進につながるというふうに思っておりますので、そのことを私から申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

石井室長のほうからは、原則公開でやるのだということ、これは非常に重要な視点だと

いうふうに思っております。また、使われる資料も、提出できるもの、公開できるものについては積極的に公開をして、平場の議論がどんどんどんどん進むような視点が必要だろうというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私のほうからの意見発表を終わらせていただきます。

荒川座長

高橋さん、ありがとうございました。事務局からの回答など、後でまとめてでよろしいでしょうか。

では、御質問等を先に、最初に進めさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、胎内市の市長でいらっしゃいます井畑さんのほうからお願いいたします。

井畑市長

胎内市の井畑です。おはようございます。荒川先生にはこれまでも様々御教示賜ったこと、大変感謝しております。

私のほうからは、このただいまの説明等に対する質問というよりは、前段でこの事業に対する期待、思い、そういったことと、後段には幾つか要望等を含めてお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

そこで、一番大切な視点は、私なりに思っていることは、世界的に喫緊の課題となっている環境問題、その中でとりわけ深刻になっている地球温暖化ということについて、世界は1つであるという根本理解の下で、その抑止に向けた取組を、全ての国と地域で行うことが求められていると思っております。

加えて、この温暖化に伴う海水温の上昇が、魚や魚類の生存にも関わり、漁業にとっても好ましからぬ影響を与えていることに鑑みれば、再生可能エネルギーである洋上風力発電を進めていくことが極めて意義深く、有益であると考えております。

かような認識から、胎内市では、市議会、商工会、農協、漁業関係者の皆さん、観光協会、沿岸周辺の自治会長等で構成される期成同盟会を立ち上げて、関係する方々から理解をいただきながら、この洋上風力発電事業推進の機運を高めてまいりました。

この事業が立地されることになれば、この地で暮らす人々や、この地で生まれ育つ人々が環境を大切に考え、地域ぐるみでその保全のための取組が積極的に進められる契機となり、ひいてはそれがシビックプライドを醸成することにもつながっていくものと期待して

おります。さらには、産業の進行、一定程度の雇用確保、そのほか、魅力ある観光スポットが生まれることなども期待する波及効果であろうと思っております。

先般、本区域が有望な区域として選定されたことを機に、当市でもゼロカーボンシティ宣言を行いました。このたび法定協議会が開催されたことは大変喜ばしく、今後は促進区域の指定に向けて皆様方と協議をし、それが洋上風力発電施設の立地が現実になるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、後段ということになりますけれども、今ほど申し上げました前提において、申すまでもなく、今日もそうでございますが、漁業者との調整を経て、共存共栄の道筋を整えていく、それは無論のことでございますし、地域で暮らす人々にとって、騒音や振動、健康や景観への懸念が生じないよう、影響が生じないよう、専門家の知見を活用していただきながら、不安材料が払拭されていくこと、これが大切であろうと思っております。

また、村上市長さんからも御指摘がありましたけれども、景観についても、白砂青松と言われる美しい海岸線と沖合の景色が調和する人工物となるような風車の配置、本数等について定めていくことが求められていくと考えております。

なお、事業者選定、これは先の話になりますけれども、評価基準の基本的な考えに関して、長期的かつ安定的な事業実施が求められるという事柄の性質上、事業実現性は極めて大事な要素でありますので、選定された事業者が真に高い事業遂行能力と、地域貢献を含む責任感を兼ね備えた主体でなければならないと思いますので、価格評価との関係性においては、たとえ価格において優れているという評価であったとしても、実現性の評価が低いというような場合には、しかるべき補正を行えるような弾力的な評価制度を構築してほしいと願うところでございまして、信頼できるパートナーシップの構築を共に考えていただきたいと切望いたしております。

以上になります。何分よろしく願いいたします。ありがとうございました。

荒川座長

井畑さん、ありがとうございました。

今、両市長から御意見等を賜ったところでございますが、先に続けて、後でよろしいでしょうか。

はい。それでは、今、両市長さんから御意見をいただきました。

続きまして、漁業組合の皆様方を中心として、私のほうからしばらくの間、順次指名をさせていただきたいと思います。

名簿とは少し順序が異なって大変恐縮ではございますが、続きまして、新潟漁業協同組合岩船港支所の丸山様、いらっしゃいますでしょうか。丸山さんのほうから、初めに御意見を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

土屋代表理事組合長

すみません。新潟漁業協同組合の土屋ですけれども、ちょっと前段に私のほうから話をさせてもらってよろしいでしょうか。

荒川座長

ちょっとお待ちくださいね。事務局のほうと相談しますが。

それでは、御提案ということですので、今お話がありました土屋様のほうから、最初に御意見等を賜ればと思います。よろしく申し上げます。

土屋代表理事組合長

すみません。順番等変えさせていただきまして、ありがとうございます。新潟漁業協同組合の土屋です。

まず、村上市・胎内市沖の洋上発電事業につきまして、新潟漁協としては反対するものではなくて、できるだけ協力していきたいというのが基本的な考え方でありまして。ただ、これだけの構造物が海上にできるということになれば、漁業資源、それから漁業の操業上の支障等々も考えられますし、事故等も懸念されます。今後進めるにあたっては、これらのことに十分配慮していただきたいということと、漁業関係者に情報等を提供いただきまして、丁寧な対応をお願いしたいなというふうに思っております。

また、先ほど国のほうからも説明がありましたけれども、漁業等の共存共栄ということにつきまして、いろいろ配慮いただいているところでございますけれども、事前調査、それから建設、その後の運営ということで、将来にわたっても漁業と共存共栄し、またさらに地域の振興につながる体制の構築が大切であるというふうに思っているところでありますので、関係者の理解と協力をお願いしたいなというふうに思っております。

いろいろ懸念されることがあるわけですが、漁業操業上とか、先ほども話しまし

た資源とか、そういうものに対して、具体的な内容については地元の岩船港支所と北蒲原支所のほうからお話しさせていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願います。

荒川座長

土屋様、ありがとうございました。

それでは、今御指名もありましたので、岩船港支所、北蒲原支所という順序でお話をいただきたいと思います。

岩船港支所の丸山さん、お願いいたします。

丸山理事

岩船漁業の丸山でございます。

この構想に関しては、漁協としては最善の協力をして頑張っていきたいと思っています。これから、魚類や環境に関する事前の影響調査を評価し、影響が見られる場合は、漁協関係者と協議の上、必要な措置をすること、第2に、洋上風力発電等の建設及び運転開始後の安全対策についても十分な時間の余裕を持って、周辺の操業を、漁業者も含めて、関係者・漁業者一体になって説明・協議を行うことをお願いしたいと思っています。

もう1つ、事前調査、建設中、運転開始後、一貫して、事故対策には万全を期していただきたい。船舶の事故、油等の流出、構造物からの落下、事故が起きた場合の対応、その辺をこれから十分に、開始が決まりましたらお願いしたい。こう思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

荒川座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、北蒲原支所の支部長でいらっしゃいます野澤さん、お願いいたします。

野澤支部長

よろしくお願いいたします。

北蒲原支所では刺し網漁が主でございます、おおむね水深20メートルより浅い地点

での操業をしているために、風車の設置を20メートルよりも丘のほうには入れないでもらいたい。漁に支障のないようにしていただきたい。風車からの海底ケーブル設置について、地下埋設にする等、漁に支障のないように配置をお願いしたい。洋上風力発電設備は、漁礁効果があると言われているが、その効果を高めるために、工夫の検討をお願いしたい。また、サケの稚魚等の小さな魚の隠れる場所等のものを考えていただきたい。

それと、洋上風力発電設置後についての話。洋上風力発電の脇にどこまで近づいて、我々は漁ができるのか、また、アンカー等を入れた際の注意点、この辺りもちょっと教えてもらいたい。

また、海上無線や、我々、海上無線というのはやはり命に関わることでございますので、海上無線、携帯電話などの使用に支障がないのか、その辺りを十分精査して、我々にお示しいただきたい。

また、騒音の問題、先ほども出ましたけれども、どれぐらいの騒音が出るのか、その辺りは情報開示ということで環境アセスメントでも話が出ると思うのですが、それも1つ開示をいただきたい。

以上でございます。

荒川座長

御意見・御要望いただきました。ありがとうございます。また最後にまとめて回答させていただく、あるいは次回以降に議論させていただくような形で進めてまいりたいと思います。

引き続きまして、お待たせしましたが、新潟県漁業協同組合連合会の代表理事会長でいらっしゃる小田様のほうからお願いできますでしょうか。小田さん、お願いします。

小田代表理事会長

新潟漁業協同組合連合会の小田でございます。

連合会といたしまして、1つ、洋上風力発電の導入に当たっては、漁業生産活動に支障の侵さないことが大前提でございます。今後、法定協議会等で協議を進めるにあたり、スケジュールありきではなく、将来にわたって課題・問題点をしっかり調整し、関係者、特に海面事業者の理解が得られるよう、懇切丁寧な対応を強く求める次第であります。ひとつ、漁業共生策の検討にあたっては、風車の設置海域はもとより、周辺海域等の漁業影響

が懸念される地域の意見・要望を積極的に取り入れることを、広域的な視点での対応を強く求める次第であります。

漁連の、連合会としては以上でございます。

荒川座長

ありがとうございました。

今まで4名の方から御意見をいただきました。引き続き質問を続けさせていただきたいと思っております。また、先ほど申しましたように、回答などは後でまとめてさせていただきます。ありがとうございました。

この後は名簿に従いまして指名をさせていただく予定ですので、名簿順で次に来るなということが大体お分かりになるかと思っておりますので、よろしく御対応をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、一般社団法人新潟県さけます増殖協会会長理事でいらっしゃる皆川様にお願いをいたします。

皆川会長理事

お疲れさまです。一般社団法人新潟県さけます増殖協会の皆川でございます。

それぞれ関係漁業者がおりますので、後から詳細についてお話をさせていただきます。

先行地域の法定協議会には、内水面漁業者の参画はなかったと聞いておりますが、本地域には河川でのサケ漁と増殖が盛んであり、サケ文化を生み、育んだ地域性から、内水面漁業者が法定協議会に参画し意見を述べる機会を得られたことは、画期的で意義深いと感じているところであります。選定事業者には、こうした経緯を踏まえ、内水面漁業者の意見を十分に尊重しながら事業に取り組んでほしいと願っております。

まず、洋上風車の設置と、それによる発電事業が、高い母川回帰性を持つサケの生態に及ぼす影響について、内水面漁業者は大きな関心を持つと同時に、大きな不安も抱いております。選定事業者には、こうした不安を払拭するため、風力発電設備の設置前後にわたるサケの捕食状況調査や、バイオロギング調査を実施の上、影響を最小限に抑えるための具体策の実行、サケの増殖事業や、サケ文化の振興等の目的を含む基金の設置など、また基金では解決できないもの、長時間の影響調査の協力や、遡上系のアユ・サクラマスの上流魚類への影響も含めて、内水面漁業への適切な配慮を要望いたします。

以上です。

荒川座長

ありがとうございました。

引き続きまして、内水面漁業ということになりますが、三面川鮭産漁業協同組合代表理事組合長でいらっしゃいます佐藤様のほうからお願いいたします。

佐藤代表理事組合長

佐藤と申します。

内水面、今、皆川会長からございましたけれども、私ども該当河川、私、三面、荒川漁協、それから胎内漁協、これらのメンバーをスタッフに入れてくださったことは、今、会長からあったとおり、全国の先進例ではないのですよね。そこにに入れてくださったことに非常に感謝申し上げます。また、先生には御迷惑になるかと思えますけれども、我々こぞって共存しているのが増殖事業です。サケの赤ちゃんを育てて、北の海に帰してやるという、その事業が主流展開になりますので、海面さんの捕るほうとは若干違って、主たるものは、やはり増殖が主になっております。

それで、先生、私、今日、資料6というものを用意させていただいたので、時間の関係上、併せてやっていただければ、短時間で終わります。

荒川座長

はい。では、併せて御説明を含めて、御意見をお願いいたします。

佐藤代表理事組合長

ありがとうございます。

「三面川の鮭は大丈夫？」という題で、食文化のある町の心配事です。

三面川のサケというのは、古くは1,000年ほど前から都にも献上された例、特に江戸期においては藩の財政を支えたりして、地域ではサケに対する食文化が形成されて、100を超える調理法が今、現存しております。明治期には、これは詳しく言いますと明治9年、当時の水産庁だったのでしょいかね。関沢技師という方が、アメリカから人口増殖法を導入されて、2年後には日本で最初の大規模な人工増殖施設というのを造ったのです。

そのようにして、現代で言うとSDGsと言うのでしょうかね。将来にわたってのサケの川としての確立を、ここで図ったのです。その後、我々は、100年近くもその恩恵を受けてきたわけなのですね。長い歴史を通して地域と共にある特別な魚であって、現在でも季節になると、地域の方のみならず、県外・遠方も三面川のサケを求めて来てくれます。年々増加しているのが観光の方々に、帰ってきたサケの姿を見るだけで大喜びしています。

この予定されています洋上風力発電の建設により、現在、行われています漁協の安定したサケの増殖事業の継続、あるいは地域の方々のサケに対する思い、学習教材の場としてのサケ漁体験学習等、いろいろやっていますけれども、そして、村上市にとってみると、この季節、貴重な観光資源なのです。これらに影響しないことを願うばかりでありまして、この心配事の解決の手段として、まず1つは、宮下先生が今年やってくださいましたサケの回帰ルートの徹底した解明、それから、サケの稚魚の北上ルート、これがいまだ謎でございませう。

継続できる増殖事業の安定が、これが先ほどから言われている基金なのでしょうかね。科学的な調査により、洋上風力発電がサケに対する影響がないことの検証を、ぜひお願いしたいのです。サケが安心して帰れる海や川の環境保全とクリーンエネルギーの開発の両立、これが全力で我々取り組んでいかなければいけない1つの課題かなと思っております。

それで、資料のほう、時間、ちょっとよろしいでしょうかけれども、これが、明治11年、1878年当時の村上の増殖事業の図です。現在でも変わらない。例年行われている、こうやって漁協の2階で塩引きをやっています。去年でしたけれども、こうやって季節になると、皆さんも並ぶのです。ずらーっと。こういうふうに、これは皆、サケを求める方々です。

そして、資料に行きます。コロナの関係下で、10人ずつ入れて、人数制限をやっていきます。職員が。様々、サケを購入している老若男女も、いろいろな種類です。これが体験学習、教育の場として長年提供しておりまして、幼稚園から高校生までこのようにやっています。サケの人工採卵体験等を、職員の指導の下、子供にやらせたり、小学校の体験学習で、市内の小学生にはこういうふうに進めていますので、資料として参考にしますけれども、これらが当たり前のように、毎年やっていたように継続できるように、ぜひお願いしたいかと思っております。

どうも長い間ありがとうございました。

荒川座長

御説明、また御意見ありがとうございました。

引き続きまして、荒川漁業協同組合副組合長でいらっしゃいます石黒様、お願いをいたします。

石黒副組合長

石黒です。よろしく申し上げます。

荒川漁業協同組合でございますけれども、新潟県の県北に位置しておりまして、三面さん、荒川漁業協同組合、胎内漁業協同組合と、3つの漁業協同組合があるわけなのですが、特に県内においても有数のサクラマス、アユ、シロザケの遡上する、立派な、大変きれいな河川でございます。このような観点から、春のサクラマス、初夏のアユ、秋のシロザケと、風力発電の設置工事並びに風力発電設置後の魚類の調査や河川への遡上調査を怠りなく実施していただきたいと考えております。

また、地域にとって大きな資源として、清流荒川のサケを地域活性化のため、2か月間で2,500人ほどの日本一の有効利用などの多様な事業を地域振興として行っております。遡上に影響が発生した場合には、荒川漁業協同組合はもとより、河川沿線の市町村及び関係機関にも、風力発電の導入によるメリットが生じるように、ぜひ御配慮をお願いしたいと思います。

特に要望することは、風力発電の設置工事並びに風力発電設置後の魚類の調査や環境調査、環境アセスメント、単年限りではなく、風力発電が営業している間、長期的に、定期的に調査を実施していただいて、関係機関を交えて評価・検討をしていただけると、これを望むばかりでございます。

よろしく申し上げます。

荒川座長

ありがとうございました。

続きまして、胎内川漁業協同組合代表理事組合長でいらっしゃいます加藤様、お願いいたします。

加藤代表理事組合長

胎内川漁協の加藤です。

前段のほうは、皆、もう、荒川漁協さんと三面川漁協さんが言いましたけれども、うちも内水面のあれで、洋上風力発電のために、我々、サケの稚魚を採卵して孵化させて育てて放流するわけです。それへの影響がなければあれですけども、洋上風力を建てた場合、それによって我々の稚魚に影響がないように、ぜひともお願いしたいと思います。

結果的には、皆、建てた後の稚魚が大きい魚に食べられたりして、そのために川に戻ってこないというようなことがないように、ぜひともお願いしたいと思います。結論はそういうことですので、よろしくお願いします。

荒川座長

御意見ありがとうございました。

今までが、海そして川の漁業に携わっている方々からの御意見でございました。

では、引き続きまして、また別の視点からのステークホルダーの方々にも御意見を伺いたいと思います。

続きまして、石油資源開発株式会社長岡事業所総務部長でいらっしゃる南波さん、お願いいたします。

南波長岡事業所総務部長

石油資源開発南波でございます。よろしく申し上げます。

本日は、鉱業法に基づく石油天然ガスの鉱区を保有する鉱業権者という立場から出席させていただいておりますけれども、弊社の意見につきましては、次に発言するであろう日本海洋石油資源開発さんより併せて意見させていただきますので、お取り計らいのほどお願いいたします。

荒川座長

ありがとうございます。

それでは、今指名もありましたが、日本海洋石油資源開発株式会社新潟鉱業所総務部長でいらっしゃいます田中さん、お願いいたします。

田中新潟鉱業所総務部長

日本海洋石油資源開発、田中と申します。よろしくお願いいたします。

当社は、三菱ガス化学さんと石油資源開発さんとの共同事業にて、胎内川河口から約4キロメートルの沖合に設置した岩船沖プラットフォームより、原油・天然ガスを採取しております。漁業者様はじめ関係者の皆様には、当社事業に対して御理解、御協力をいただきまして、おかげさまで、平成2年12月の生産開始より30年にわたり操業を継続しております。

今後、洋上風力発電事業が推進されていく中で、発電設備等の設置時や、万が一、風車等が倒壊した場合であっても、当社海洋構造物、具体的には岩船沖プラットフォーム、原油・ガスを陸上まで運ぶための海底パイプライン、過去に試掘した廃坑井になりますが、それらに対して被害・影響が無いよう、十分に御配慮いただきたく、お願いいたします。

また、事前調査、洋上風力発電設備の設置、発電事業において、通信環境も含めまして、当社の操業に支障がないよう、十分御配慮いただきたくお願いいたします。当社の操業においては、人員輸送をヘリコプター、資機材の輸送をサプライポートにて行っておりますので、緊急時のルートも含めまして、空路・航路の確保をお願いいたします。

最後になりますが、選定事業者には、洋上風力発電設備等の設置にあたりましては、当社に対して事前に丁寧な説明・協議をいただきたいと思っております。引き続きよろしくお願いいたします。

荒川座長

ありがとうございました。

続きまして、粟島汽船株式会社主席船長でいらっしゃいます富樫様からお願いできますでしょうか。

富樫主席船長

粟島汽船の富樫と申します。本日はよろしくお願いいたします。

村上市・胎内市沖風力発電事業に係る対象海域において、粟島汽船の航路は、粟島と岩船港を結ぶ唯一の交通手段であり、極めて公共性が高く、住民の安心・安全な生活の保障と産業振興のため、また無医村であり、かつ高齢者が多いため、医療機関へのアクセス、そして航路を確保することは、住民が離島に生活する上で何より重要である航路であります。

このことを前提にして、平成26年度、岩船沖洋上風力発電事業計画におけるウインドファーム設置会議及び岩船港入港の通行路として設定する海域の安全性について、ビジュアル操船実験等の結果を踏まえて調査・検討した上で、岩船港入出港通行路の安全航行が確保できることを確認されました。弊社の重要性和必要性を理解していただき、岩船沖風力発電事業に係る航行安全調査にて報告された通行路の確保を約束していただきたく、お願い申し上げます。

以上です。

荒川座長

ありがとうございました。

続きまして、岩船港利用促進協議会会長の竹内様からお願いいたします。

竹内会長

おはようございます。お疲れさまでございます。岩船港利用促進協議会の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

私ども岩船港利用促進協議会からの意見・要望と申しましょうか、岩船港は平成12年に特定地域振興重要港湾に設定されております。私どもが発言をさせていただきたいのは、今後選定されるであろう洋上風力発電事業者様におかれる岩船港のマイナス7.5メートルの耐震強化岸壁などの港湾施設の有効的な利用促進をお図りいただきたい。また、洋上風力発電設備のメンテナンス港として利活用していただき、圏域の地域振興等を図られることを期待しているところでございます。

あわせて、メンテナンス港として求められる港湾施設の機能の保全及び整備促進をお図りいただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。先ほど村上市長さんからも御発言がございましたけれども、岩船港の利用促進においての、今後とも地域への貢献、それと人材の雇用促進という観点におきましても、ぜひとも事業者様におかれましてはお考えをいただきたいなということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

荒川座長

ありがとうございました。

続きまして、日本内航海運組合総連合会調査企画部担当部長でいらっしゃいます逸見様からお願いいたします。

逸見調査企画部担当部長

おはようございます。日本内航海運組合総連合会。長くて申し訳ございません。内航総連ということで言わせていただきます。逸見と申します。

当組合は、内航海運組合法に基づきまして、全国規模の海運組織となっております。加盟事業者が約2,400社、船舶が3,800隻ということで、先ほど資料を提示していただきました資料5の航行調査の表がございましたが、新潟東港、ないしはその上の港のほうに入港しているということで、事前に国土交通省からこちらの資料を頂いて、加盟組合のほうにも、この入港実績等を含めて確認させていただいております。

資料で頂いております、資料5の図集 というところになると思うのですが、こちらのデータに関しましては、一応、何年何月というような記載がなかったのですけれども、こちらのほうの内容を確認させていただいたところ、海上保安庁さんの「海しる」というところでデータを取られているということで、ただし、そのデータが、2017年が最新なものになってございました。それと、2017年1月から12月までのデータが取られている中の、多分、今回いただいたのが7月のデータになっているかと思えます。

それで、当該区域において、白い部分がかなり多くなっていると、皆さん見て取られていると思うのですが、漁協の方などは当然ながら気づいておられると思うのですよ。この白い部分って、多分、漁船が相当走っているにもかかわらず、全く船が走っていないというふうになっているのですが、このデータに関しましては、500トン以上の大きさの船舶には、AISというところで、以前の航行をどのような形で走ったかという発信装置が義務づけられた。この発信装置を持った船のデータのみがここに記載されているということで、それより小さい船に関しましてはここに記載がないというふうな形で、実際のところの実情のデータを加味した上で、当方としましては、再エネ海域利用法第8条第1項2号の航行等の安全に関しての意見を述べさせていただきたいということで、本協議会のほうに参加させていただいております。

それと、図表4で出ておりますデータとは別に、国土交通省からもいただいた点図のようなデータがあります。これはまた後で国土交通省から協議会のほうに開示いただけるのかなと思いますが、新潟東港に入港する船舶に関しましては、入港前に待機する場合はあ

ります。あとは、天気の悪いときとか、こちらのほうに、港外、港の外において待機する、アンカーを打って錨泊するということがあるのですが、当該地域、この中に本船の船舶がアンカーしているというケースがかなりございます。それと、船の場合は、先ほどの資料のこちらのほうに水深が出てございましたけれども、大体30メートルから40メートルぐらいのところアンカーを打つという形になりますので、この促進地域の中に、天気の悪いとき、ないしは新潟東港に入る直前にアンカーを打って待機しているという船がございます。ですので、こちらの地域に全面に風車が建つというような状況になりますと、こちらの退避錨地、待機錨地というのがなくなりますので、こちらは関係省庁であります海上保安庁と調整の上、検討いただければというふうに思っております。

あと、実際にここの区域に関しまして、これからどのような形で風車の設置をするかということが出てくるのかと思うのですが、風車の設置に関しましては、過去の記録を見ますと、3Dの距離を取る。これは、風車の全長の機軸間の3倍ということになりますので、現在、最大と言われておりますギリシャの風力発電所で270メートルぐらいというふうにお聞きしておりますので、大体600メートルぐらいの間隔で風車が建つと思うのですが、原則として、風車と風車の間に船が通行するというような考え方を、ほぼできないということ御理解いただければと思います。というのは、風車の間を航行するにしても、反対側から船が来る可能性というのもございます。それをどうやってよければというような航法もございませんし、基本的にはその設置海域の外を走るというようなことで考えさせていただくということになるのですが、その場合においても、設置海域の一番外側、この外側において、夜間ないしは霧が発生して前が見えないような状態においても、何らかの船の安全航行ができるような装置、レーダーの電波にそれが映るような形で、そういうようなものの安全な航行を図っていただきたいと思っております。

現在、風力発電において、風車が何基も建てられているような海域においては、例えばレーダーで映る映像が、レーダー干渉によってどのような形で映るかということに関して、疑問点というのが挙がってはいるのですけれども、実証の検証もされていませんので、その辺も今回の協議会のほうで検討いただければなと思っております。

また、海上において、風車の数がかかなり多くなるということで、先ほど漁協のほうからお話が出ていたのですけれども、電波干渉によって船と陸との間の交信に関して何らかの影響が、このエリアの航行船に出る可能性があるということであれば、その辺も検証いただければなと思っております。

また、設置後に関しても、船の安全航行を図っていただくために、何らかの、この区域に関して、灯火をつけたりとかというようなことに関しては、海上保安庁を含めて御検討いただければなと思っています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

荒川座長

詳細な御指摘ありがとうございました。また機会を取りまして、回答などもしっかりあるかと思いますが、先にまず進めさせていただきます。

この後、私を含めて、いわゆる学識経験者といいますが、4名となりますが、時間も限られておりますので、短くやらせていただきたいと思います。

最初は荒川ということになりますが、もう皆さん御存じのように、私自身は風力発電、ぜひ普及促進することによってカーボンニュートラルを目指すという立場で動いてはおりますが、やはりそのためには、漁業者なども含めまして、皆さんを含めて、地域振興ということがいつも重要だと思っています。今日もこういう形で議論させていただくこと、地域振興という視点からもうれしく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、副座長を引き受けていただきました宮下先生、よろしくお願いいたします。

宮下教授

宮下です。

昨年ぐらいからここに携わらせていただきまして、実際に今年度、一番懸案となっている、特に内水面の方々がサケについていろいろそういうところを御懸念されていることが多いということで、広域調査をやったりといったことをいろいろ提案させていただいて、実際に調査を進めることができました。こういった調査をしっかりとやりまして、まずちゃんと実際に影響がない状態でどういうふうな挙動をしているのか、そういったものを、今回はサケですけれども、関係するいろいろな御懸念があるようなところの調査をして、しっかり評価をしておけば、後でそれに対する評価もできますので、そういったことを今日も皆さんからお話を聞きまして、いろいろな課題、ほかにも出てきていましたね。そういうところの、実際に課題を解消できるような、何かそういう提案というものを今後させていただければなと。場合によっては私のほうもお手伝いをさせていただくという形になると思います。

よろしくお願いいたします。

荒川座長

宮下先生、ありがとうございました。

続きまして、本来は日本エネルギー経済研究所の工藤様ですが、工藤様が今、席を立たれたということを聞きましたので、次に移らせていただきます。

長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻の犬飼先生、よろしくお願いいたします。

犬飼准教授

よろしくお願いいたします。

私は、同じ新潟県内の大学ということで、今回、このようなものに携わらせていただきました。私の専門は、今回初めて紹介させていただきますが、水の流れとか、海の動き、津波などの、いわゆる水の動きを力学的に考えることが専門になっています。このような立場から今回参加させていただいた次第です。

それで、当然、今回のような、話題になっているようなカーボンニュートラルに資する再生エネルギーの風力発電ですけれども、とても有効かと思しますので、これを機に、ぜひ今後とも協力させていただきたいと考えている次第です。

先ほどから、様々な方から、例えば稚魚の動きとか、船の航行とか、そういうところのお話も出てきておりますが、そのところでは、やはり力学の部分も必要になってくることもあるかもしれませんので、その際には、私のほうからいろいろと協力させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

荒川座長

ありがとうございました。

あと、構成員と委員という形で、まだお話しいただいていないかと思しますので、農林水産省と新潟県のほうに少しお話を伺いたしたいと思います。

名簿では、上から3番目ということになると思いますが、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課計画官の小林様、いかがでしょうか。突然の指名で申し訳ありません。

小林様、いらっしゃいますでしょうか。

小林計画官

発言の機会をいただきましてありがとうございます。水産庁、小林でございます。

今回、協議会1回目ということで、まずはいろいろな御懸念点について皆様のほうから発言をいただいたということでございます。具体的な懸念事項についても、いろいろ御発言があったところですので、2回目に向けて、こういった不安が少しでも1つつ払拭されるようにしっかりと議論を進めていただきたいと考えております。

1つ答えが出ると、また新たな疑問も出てくると思われますので、そこについてもしっかりと対応を進めていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

荒川座長

ありがとうございます。

続きまして、新潟県産業労働部創業・イノベーション推進課の田中様、お願いいたします。

田中課長

新潟県、田中でございます。

事務局といたしましては、本日は御多忙の中、御参加いただきまして誠にありがとうございます。また、時間のない中、コンパクトにまとめていただいてありがとうございます。

本日いただいた配慮事項や懸念事項などにつきましては、国とも相談しまして、最終的な意見として反映させていただきたいと考えておりますし、また、専門的なところにつきましては、そういった御質問などについては、次回以降、何らかの形でお返しできればと考えております。

また、今回の法定協議会の前に、地域部会というものを開催していきまして、その中で、本日の発言では出なかったのですが、地元村上の区長の方から、海岸侵食に関する懸念をいただいていたので、そういったところへの配慮も必要かと考えておりますし、こういったところにつきましては、まさに先ほどの犬飼先生が御専門かと思っておりますので、御意見なども頂戴できればと思っております。

引き続きどうぞよろしく申し上げます。

荒川座長

ありがとうございました。

それでは、名簿で構成員の皆様方から御意見を伺いました。

オブザーバーの方につきましては、後でチャットで、御質問がありましたらお話しただければと思っております。

それでは、会場のほうでさらに御意見・御質問がある方がいらっしゃいますでしょうか。

お一人、手が挙がりました。ちょっと私のほうでは見えて……。

高橋さん、どうぞよろしくお願いいいたします。

高橋市長

どうも、大変ありがとうございました。また、先生方の御意見もしっかりとお聞きさせていただきたいと思っておりますので、また今後じっくり時間を取っていただきたいと思っております。

その中で1点だけ、先ほど経産省の石井室長のほうから御説明のありました資料4の中の13ページでありますけれども、先ほど胎内の井畑市長のほうからもお話がありました公募占用計画の評価の全体像の中で、この加点配分が、価格を120点として、事業の実現性に関する要素が120点ということで、なお、実現性の部分についてはさらには実施能力80点と地域との共生の部分40点という配分になっているのですけれども、これはこれで結構なのですが、現在、既にここの中で事業者選定をされているところを踏まえて、国のほうでは、第三者委員会でも結構なのですけれども、この配分の方法って、自治体側にかなり近いよねということで、これで十分だよねという検証をされているのか、それとも、これが今後、価格偏重になっちゃうと困るねという議論がされているのか、その辺のところをもしお聞かせいただければよいと思っております。先ほどの井畑市長と同様に、やはりこの価格が大きな加点配分になっていますので、これにこだわることなく柔軟な対応ができるという要素が残っているのか、残すことができるのか、またこの加点配分が今後変わる可能性があるのかというところを、併せてお聞かせいただければなというふうに思っております。

以上であります。

荒川座長

ありがとうございます。

ほかに、今会場からどうしても追加でという方、いらっしゃいますでしょうか。あるいは、WEBで出席いただいている方も、ぜひという方がいらっしゃいましたら、チャットなどで合図を下さい。

それでは、特に今、手が挙がっていないと思いますので、今までの議論を含めまして、事務局のほうから、今までのことに関しまして御回答、あるいは今後、次回に向けてこういう形で整理する予定ですというようなことを少しお話しいただければと思います。よろしく願いいたします。

石井室長

御意見をいただきまして、皆様、本当にありがとうございました。

地元の漁業者をはじめとする先行利用者と発電事業者との共存共栄ですね。これは地域との共生、もちろん地域振興も含まれます。これなくして洋上風力発電事業はないというふうに、我々は考えております。これをしっかりと実現していくためにも、選定事業者には、この協議会のとりまとめをしっかりと守っていただくということが求められていきます。したがって、協議会でのとりまとめにおいて、これはこの先ですけれども、とりまとめにおきまして、本日も多数御意見をいただきましたが、例えば景観への配慮ですとか、それから、野澤様からいただいた20メートルよりも浅いエリアのお話、逸見様からいただいた船の錨地なども配慮した風車設置のあり方、それから、漁業影響調査の段取りですとか、手法、実施機関、皆川様はじめ皆様からいただいたサケ文化ですね。サケ文化を前提とした共生策の具体的な内容、そういったものを含めてしっかりととりまとめの中に盛り込んでいくということが重要だというふうに考えております。

また、小田様からいただきましたけれども、本協議会はスケジュールありきではございません。共存共栄するために必要な要素がしっかりと整理されない限りは、とりまとめには至らないというふうに我々は考えております。

また、信頼関係を構築できる発電事業ということが極めて重要です。こちら、先ほどもお話しいただきましたけれども、地域との共生についての評価については、知事の御意見もいただき、その御意見を最大限尊重した形で評価をしております。

あと、つい先ほど御指摘いただきました、評価にあたっては価格と事業性の両面を見えています。これは、先ほど説明の中でお話を省略してしまったのですけれども、実は、事

業実現性のない事業者は、幾ら供給価格点が高くても、その時点で失格になるという制度になってございます。こういったところも含めて、引き続き、この制度については運用していきたいというふうに考えております。

あと、どこまで風車に近づくことができるのかといった御質問をいただいたというふうに認識しておりますけれども、こちらについては、占用許可の範囲は、発電設備のほか、維持管理などに必要な範囲なども勘案して指定されますけれども、漁業に関する行為は、基本的にはこれは一時的なもので、占用許可の対象にはならない、したがって、風車周辺で漁を行うことというのは可能でございます。

なお、航行の安全を確保する観点から必要な離隔距離を設定するという事は考えられますけれども、具体的な内容については別途、これは事業者が選定された後、選定事業者も含めて協議をしていくということになります。

それから、幾つか御指摘いただいた環境影響ですとか漁業影響、無線利用への影響ですとか電波干渉などについては、第2回以降、専門家の方々から専門的お立場に基づいて御説明をいただくような機会を設けさせていただければと考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

荒川座長

ありがとうございました。

それでは、時間も押してきてしまっておりますが、今日は貴重な御質問、御意見を賜りまして誠にありがとうございました。先ほど事務局から、ある部分に関しては一定程度回答いただいたところでもありますけれども、事務局におかれましては、本日の議論を踏まえまして、次回以降に向けて御準備いただきたいと思っている次第でございます。

それでは、時間の状況は進んでおりますが、皆さんの会場のほう、あるいはWEBのほうからの御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

どうぞ。

事務局（新潟会場）

新潟会場、挙手はございません。

荒川座長

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉じたいと思います。本日は御多忙のところ御熱心に御議論いただき、誠にありがとうございました。また、私も個人的には、近いうちに新潟、村上・胎内市に参って、おいしいものを頂きたいと思っております。皆さんと御一緒することを楽しみにしております。

今日は本当にありがとうございました。

了

